

名古屋圏テレビCM放送業務基本仕様書

1 業務の名称

名古屋圏テレビCM放送業務

2 業務場所

岐阜市長が指定する場所

3 契約期間

契約締結日から令和2年3月19日までとする。

4 業務の概要

少子高齢化や人口減少社会の中、まちの賑わいを創出し、活力あふれた都市を維持していくことが喫緊の課題となっている。そのためには、岐阜市の魅力を効果的に発信し、岐阜市の知名度向上及びイメージアップを図ることで、岐阜市への交流人口及び定住人口の増加、市民の岐阜市への愛着や誇り（シビックプライド）の醸成を行う必要がある。

その目的の達成のため、名古屋圏に向けてCM放送を行うものである。

5 業務内容

(1) 岐阜市PR映像の放送

本市が提供する以下の映像のCM放送を行う。

- ・タイトル：紙兎ロペ×岐阜市コラボCM「アキラ先輩の10回クイズ」
- ・長さ：15秒
- ・データ形式：ProRes422HQ
- ・映像参照先：<https://www.youtube.com/watch?v=20zL17YHt2Y>

(ア) 放送エリア

岐阜県、愛知県、三重県の3県全域を含む地上波エリアとする。

(イ) 放送回数

15秒CMを合計15回以上放送する。

(ウ) ターゲット

どのようなターゲットに向けて情報発信するのかを明確にすること。なお、20代から40代を主なターゲットとする番組を中心に放送すること。

(エ) 放送時間帯

ターゲットを総合的に考慮したうえで、最大限の効果が得られるような放送時間帯を提案すること。

(オ) 放送時期

企画の意図に則って最大限の効果が得られるような時期を提案すること。なお、8月に4回以上、12月に4回以上、1月に4回以上放送すること。

(カ) 本市との調整

業務実施にあたっては、放送時期等に関して本市と協議を行うものとする。

(2) 付加提案企画の実施

見積金額内での各種媒体を用いた情報発信など各提案者から提案があったものについては、本市と協議・合意のうえ実施する。

6 成果品の納入及び広告料の支払いについて

(1) 放送後に履行が分かる報告書等を提出すること。

(2) 放送を行った番組の視聴率（世帯・個人視聴率及び占拠率）を報告すること。

※ 2つの番組間で放送した場合は直前の番組の視聴率及び占拠率を報告すること。

(3) 本業務の広告料は、完了検査後に一括して支払うものとする。

7 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、破損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

8 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記仕様書」に従うこととする。

9 留意事項

(1) 契約金額には必要経費の一切を含むものとする。

(2) 本業務において、この仕様書の解釈及び記載が無い事項等に関して疑義が生じた場合は、本市と受注者において別途協議の上、対応するものとする。

(3) 受注者は、本仕様書に定めのない事項であっても、本市が必要と認め指示する事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。